令和3年度

第1回さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 議事要旨

日 時:令和3年7月29日(木)14時00分~15時40分

場 所:浦和区保健センター 5階 大会議室

出席者:

《委員》(出席) 梶川会長、井原委員、大麻委員、小野寺委員、岸田誠委員、 小谷野委員、関根委員、田中委員、萩原委員、保坂委員、依田委員 (欠席) 大木委員、岸田正寿委員、若杉委員

《事務局》保健福祉局 青木理事

長寿応援部 西澤部長

高齢福祉課 山﨑参事兼課長、矢田部課長補佐兼係長、関谷係長、小山内主査、 関口主任、古賀主事、茂呂主事

いきいき長寿推進課 高野参事兼課長、坂口係長、高橋係長 介護保険課 横川参事兼課長、百澤課長補佐兼係長、榎本係長

- 議 事:(1) さいたま市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の3年間の実施 状況について
 - (2) さいたま市いきいき長寿応援プラン 2023 (さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画・成年後見利用促進計画)の概要について

報告:さいたま市における入退院支援ルールの作成について

資 料:

- 【資料1】さいたま市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の3年間の実施状況について
- 【資料2】さいたまいきいき長寿応援プラン2023(さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画・認知症施策推進計画・成年後見利用促進計画)

【資料3】さいたま市における入退院支援ルールの作成について

【参考資料】さいたま市社会福祉審議会条例<抜粋>

傍聴者:0名

1 開会

(事務局) 出席状況の報告

2 議事

梶川会長による進行。本会議の公開及び会議資料の公表について合意。 傍聴の許可

- (議事1) さいたま市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の3年間の 実施状況について
- (議事2) さいたま市いきいき長寿応援プラン 2023 (さいたま市第8期高齢者保 健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画・成年後見利用 促進計画) の概要について

事務局より【資料1】、【資料2】に沿って説明 意 見・質 疑

- ・(関根委員)現在、認知症を発症する方が非常に増えている。令和7年には、認知症高齢者数は国全体で700万人に達する見込みであるのにもかかわらず、 平成29年に「成年後見利用促進基本計画」が閣議決定されるのは、余りにも 遅いと感じる。認知症関連施設の整備数についても、非常に少なく、計画も未 達成の状況かと思われる。また、特別養護老人ホームの入所待機者について、 インターネット上と市が公表している人数に差があったため、正確な数を知 りたい。
 - → (高齢福祉課長)本市の成年後見利用促進計画については、この第8期計画 に盛り込んだ形で策定している。今後、成年後見制度の周知や相談に力を入 れていく。
 - → (介護保険課) 特別養護老人ホームの入所待機者については、平成 28 年度 時点では 1,361 人、令和 2 年度時点では 752 人である。
 - → (関根委員) それでは、インターネット上の情報を訂正してほしい。それから、成年後見制度について、成年後見人のうち、家庭裁判所での認定の者、 親族、第三者の人数の内訳を教えてほしい。
 - → (高齢福祉課長) 令和元年 12 月 31 日現在で、成年後見制度を利用している 方は市内に 1,463 名おり、そのうち法定後見人は 1,430 名、任意後見人は 33 名となっている。
- ・(依田委員) 資料1の9頁、主な事業の3年間の計画と実績について、最終実績が計画を下回るいくつかの事業が網掛けされていないが、これは記載の誤りではないか。
 - → (いきいき長寿推進課長) 地域の担い手養成研修事業については、網掛けが 外れていたため、修正する。

- 【資料に関する補足】3年間の最終実績が計画の90%以上となっているものは、概ね達成として、網掛けをしていない。また、資料1の2頁の実施状況における各事業のABCの基準については、各年度ごとの達成割合の3年間の平均から算出しているものである。
- ・(依田委員) 資料1の10頁、第7期介護保険事業計画の3年間の達成状況について、未達成の主な要因としてあげられている既存事業所の廃止の数はどのくらいか。
- →(介護保険課長)「(介護予防)特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)」 で 78 人分、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」で 2 箇所廃止となった。
- → (依田委員) この一覧表に掲載されている以外にも廃止事業所はあると思うが、数はどのくらいか。
- → (介護保険課長) 廃止理由は様々だが、令和2年2月から令和3年1月まで で、74 箇所の事業所が廃止となっている。
- → (依田委員) その廃止事業所の施設形態等の内訳を、後ほど資料提供してほ しい。
- → (介護保険課長) 承知した。
- ・(小野寺委員)第7期計画では、事業ごとに予定通りできたものとできなかったものが詳細に出されているが、重要なのは、基本分野の目標が、どの事業によってどこまで達成できたかということ。基本分野ごとに評価し、関係する事業がどれだけ貢献したかという観点から、事業の縮小あるいは強化を決定していくべきだ。第8期計画では、基本分野ごとに、どれだけ3年間で進めていくのかという目標を示してほしい。そういった意味では、第8期計画において参考成果指標を設けることはいいことである。ただし、3年間や単年度での達成指標を設けた方がよい。
- ・(小野寺委員) 今年度は、国における成年後見に係る計画が、5年間の最終年度であったと認識している。成年後見については、国でも計画上は達成度が低い状況であるが、今後どのようにして、この制度の利用促進計画に結び付けていくのか。
 - → (高齢福祉課長) おっしゃる通り、国の成年後見制度利用促進基本計画は、 今年が最終年度となる。計画に謳われている市町村における計画の策定及び 中核機関等の設置については、第8期計画の策定及びさいたま市社会福祉協 議会への高齢・障害者権利擁護センター業務委託という形で位置付けること で対応したところである。
- ・(依田委員)資料1の10頁、第7期介護保険事業計画の3年間の達成状況について、一覧表にある平成30年度より前の年について、特別養護老人ホームは何箇所あったのか。
 - → (介護保険課長) 平成 29 年度末は、70 施設、定員は 6,617 人であった。

- → (依田委員) 施設は1箇所も増えていないということか。
- → (介護保険課長)施設の箇所数としては増えていないが、増床とショートステイからの転換で定員は増えている。
- → (依田委員) 第7期計画では、3年間で300 床増だったはずだ。実績として、施設の増分は2箇所だが、300 床増ということで達成としているということと理解した。では、現在、市内の特別養護老人ホームは何施設あるのか。
- → (介護保険課長) 資料上、令和2年度現在で72箇所としているが、完成予定の施設も含むため、実際には70箇所である。令和3年度の現在も同様である。
- → (依田委員) 窓口に配架されている「介護サービス事業者ガイドブック 2021 年『ハートページ』」上では、69 箇所となっており、数が異なるが、どういうことか。
- \rightarrow (介護保険課長) 1箇所の記載がないことについては確認し、後ほどお答えする。
- ・(依田委員) 第8期計画における特別養護老人ホームの整備計画ではゼロとなっている。約750人の入所待機者がいるのにもかかわらず、なぜこのような計画になるのか。
 - → (介護保険課長) たしかに、広域型の特別養護老人ホームを増やすことはしないという計画に至ったが、それには様々な要因がある。市外の方も優先度が高ければ受け入れる特別養護老人ホームの性質上、さいたま市の入所待機者を解消するのは困難な状況であり、市民だけを受け入れる地域密着型の特別養護老人ホーム等や介護医療院の定員増と併せて、介護人員を増やすような対応が妥当と判断したもの。
 - → (依田委員)では、地域密着型の特別養護老人ホームは何箇所、何人分増や す予定か。
 - → (介護保険課長) 令和3年度から令和5年度までで、毎年58人ずつ、2箇 所ずつの6箇所、174人分を整備する。
 - → (依田委員) それでは約750人の入所待機者の解消は不可能ではないか。介護医療院の定員増についても、特別養護老人ホームとは性質が異なる施設のため、必ずしも入所待機者を解消できるわけではないだろう。
 - → (介護保険課長)特別養護老人ホームへの入所を希望する待機者のうち、医療が必要となる方も多く存在するため、介護医療院の整備が妥当と判断した。また、入所待機者について様々な調査をしたところ、本人が入所希望していない場合や、他の事情を抱えて入所に至らないなど、数字だけで割り切れるものではないことが判明したため、広域型の整備に代わり、地域密着型や介護医療院、その他にも在宅で引き続き生活できる体制を整えるという意図で、第8期の整備計画とした。

- →(依田委員)入所待機者は、単身者で介護者がいない、家族が介護できない、 低所得のため他の施設に入所できない等の事情を抱え、もともと自ら望ん でいないが、やむを得ず入所希望するものである。特別養護老人ホームの整 備計画をゼロとすることについて、本人が入所希望していないことを理由 の一つとするのは問題がある。約750人が特別養護老人ホームに入所した いと数字で表れているのだから、その数字のとおり整備すべきかと考える。
- → (介護保険課長) 第7期計画における整備計画に基づき、特別養護老人ホームがすべて開設した場合、入所待機者が解消すると見込んでいる。第8期計画は、入所待機者解消後のことであり、今回の整備計画において数字を操作したということはない。
- ・(依田委員) 令和3年度さいたま市社会福祉審議会の際の資料4「福祉施策の主要事業」の保健福祉局長寿応援部分について意見する。No. 14 老人福祉施設等施設建設補助事業について、令和2年度及び令和3年度の当初予算額は、平成28年度から令和元年度までのそれぞれの決算額と比較して、大幅に削減している。特別養護老人ホームの整備計画をゼロとして、第8期計画期間中で必要な予算が大幅に削減されるということであれば問題だ。そういった点について、市民に対して説明がなされていないと感じる。

(報告) さいたま市における入退院支援ルールの作成について

事務局より【資料3】に沿って説明 質疑・意見等は、なし。

3 閉会

(事務局) 事務連絡等

以上